

危機管理マニュアル

2015年度版

台中日本人学校

目 次

I. はじめに

1. 事故の未然防止について
2. 緊急時の対応についての基本ルール
3. 予想される危機
4. 緊急時における対応（教師用）
5. 緊急時における対応（管理職用）

II. 緊急時の対応（基本的な対処のしかた）

- 1 緊急連絡・状況把握について
- 2 警察・消防（救急隊）への連絡について
- 3 応急処置について
- 4 教室待機について
- 5 緊急避難について
- 6 家庭連絡について
- 7 救急病院への搬送について
- 8 事故記録の作成について
- 9 関係機関への連絡とマスコミなどへの対応について

III. 事象別の危機管理について

- 1 火災の場合の対応
- 2 地震などの天災への対応
- 3 台風など悪天候の場合の対応
- 4 不審者侵入への対応
- 5 毒ヘビへの対応
- 6 児童・生徒の行方がわからない場合の対応
- 7 校内で児童生徒の暴力事件が起きた場合の対応
- 8 校内で物品の盗難があった場合の対応
- 9 登下校バスが事故にあった場合の対応
- 10 航空機事故への対応
- 11 下校不能の場合の対応

IV. 資料

校内避難経路図

緊急連絡先 一覧

I. はじめに

このマニュアルは、文部科学省発行の「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」および、(財)交流協会台北事務所発行の「台湾在留邦人安全のしおり」等に基づき、本校の実情に合う形でまとめたものです。

非常時において、このマニュアルどおりの対応で足りるケースは、少ないかもしれません。しかし、私たち教職員は子どもたちの命を預かっています。以下にあげる基本ルールや基本的な対処の仕方を踏まえ、迅速・適切に行動する必要があります。

1. 事故の未然防止

教師は、事故防止の観点から、校庭、校舎回り、校舎内部等の構造や様子を常に把握し、児童生徒の多様な行動から起こり得る事故を想定しておくことが大切である。

(1) 転落事故

窓、屋上、階段、吹抜けに面した所、バルコニー等の高所から落下する事故が発生する。落下事故は他の事故と比較して特に死亡や障害に繋がる可能性が高い。

立ち入り禁止の徹底を図る。必要に応じ、手すりや防護柵等を設け、危険箇所近づけないよう施設面での対策を講じる。

(2) 衝突事故（転倒後の衝突を含む）

運動場や体育館での対人衝突が最も多い。また、休み時間に校舎内でふざけていたり、走っていたりするときに発生する衝突事故も多い。重大な事故となるのは、ガラスの破損を伴う衝突事故、金属や石などの硬い面がむき出しになった部分や、面取りがされていない柱等の角へ衝突する事故がある。

廊下を走らない指導の徹底を図る。見通しが悪くなるものを置かない。気付きにくいガラスには目印を付ける。

(3) 転倒事故

つまずいたり滑ったりして転ぶ事故で、階段での転倒は重大事故になることもある。

床が濡れた状態にしておかない。滑り止めが外れている箇所の確認と補修。滑りやすいワックスは使用しない。

(4) 挟まれ事故

扉や窓などに指などを挟まれる事故。教室やトイレの扉で多く発生している。また、校門や側溝の蓋など重量のあるものや、防火シャッターなど機械制御のものによる挟まれ事故は、重大な事故に繋がることが多い。

ストッパーの確認。緩衝材を付ける。

(5) 落下物による事故

窓際やバルコニーに置いた物、老朽化した外装、木の枝や葉等が落ちてぶつかる事故。

(6) 遊具における事故

遊具からの落下、可動部との衝突、絡まり・ひっかかり、挟まれ等によるものが多く発生している。

遊具の点検、服装の確認、危険な遊び方をしないよう適切な指導を行う。

※ 上記の想定のもと、学期ごとに学校全体を見まわり、必要な措置を講ずる。

2. 緊急時の対処についての基本ルール

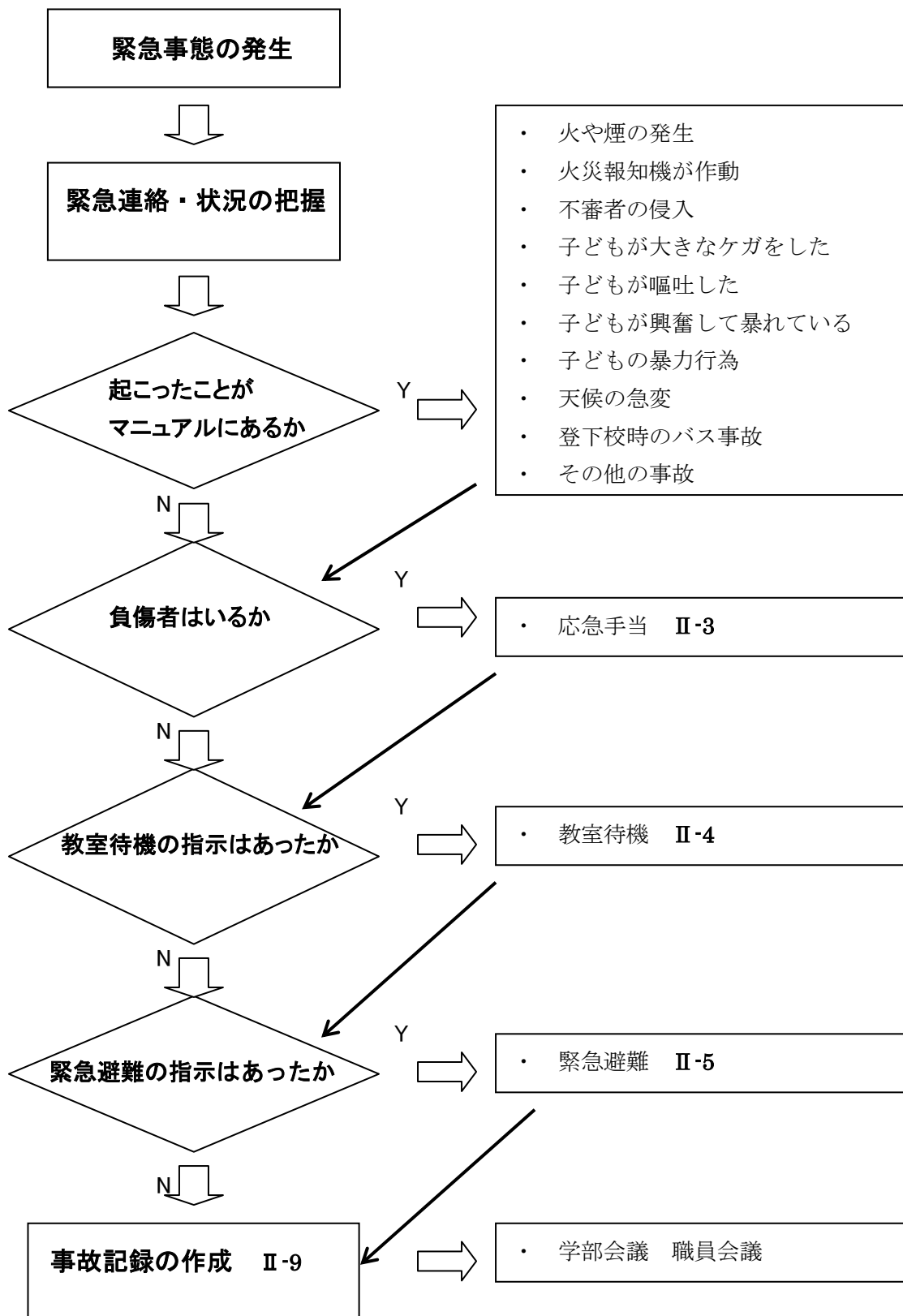
- ① 現場にいる児童・生徒に適切な対処を行うこと。
- ② 常に児童生徒の人数を確認し把握しておくこと。
- ③ 適切な連絡を行うこと。
- ④ 問題がある場合には、ためらわずに警察・消防に通報すること。

3. 予想される危機

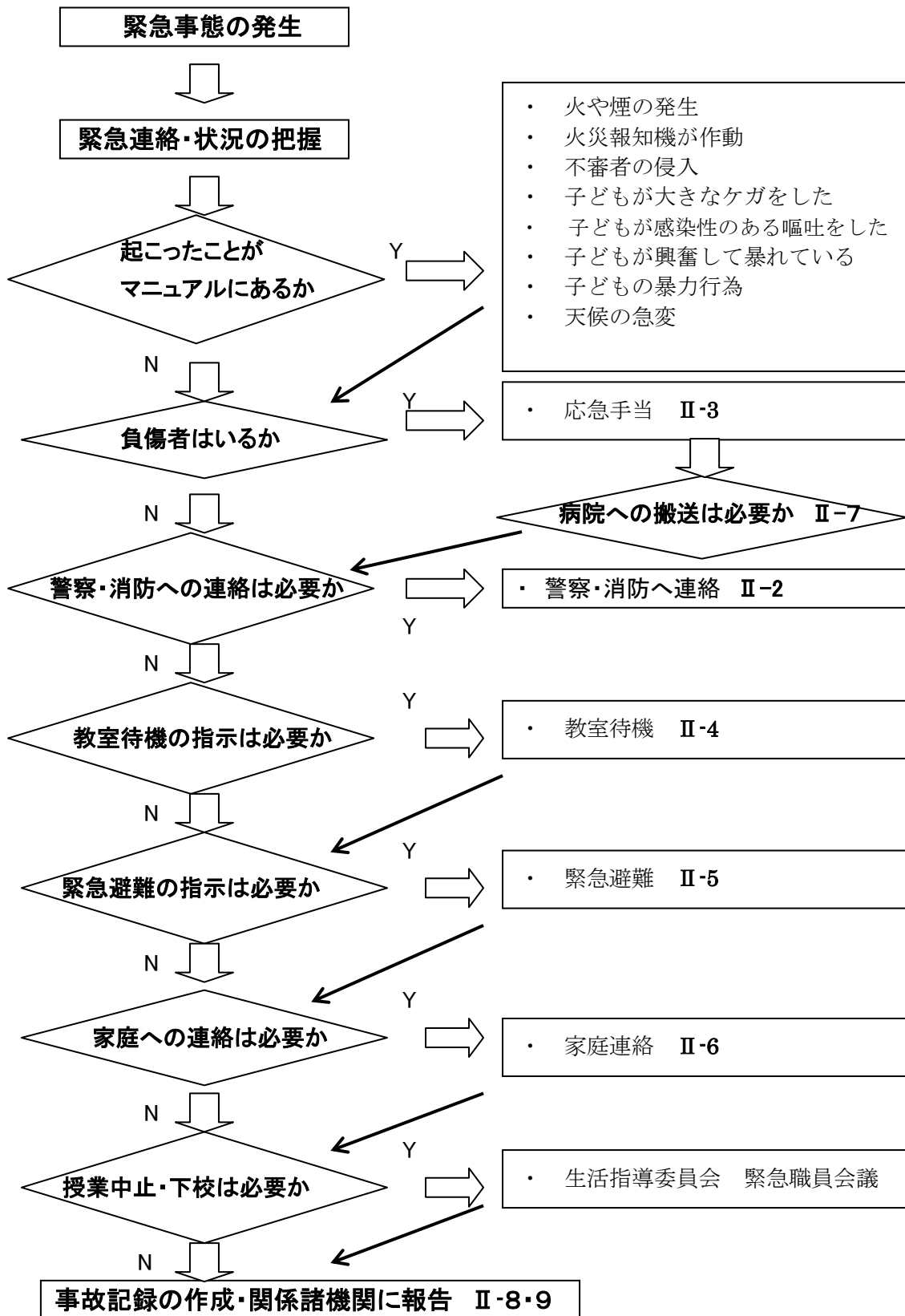
- ① 火災の場合の対応
- ② 地震などの天災への対応
- ③ 台風など悪天候の場合の対応
- ④ 不審者侵入への対応
- ⑤ 毒ヘビへの対応
- ⑥ 児童・生徒の行方がわからない場合の対応
- ⑦ 校内で児童生徒の暴力事件が起きた場合の対応
- ⑧ 校内で物品の盗難があった場合の対応
- ⑨ 登下校バスが事故にあった場合の対応
- ⑩ 航空機事故への対応
- ⑪ 下校不能の場合の対応
- ⑫ その他

危機は非常に多岐にわたるため、全てを完全に想定することは難しいものです。しかし、いかなる場合にも落ち着いて、基本ルールに則った行動がとれるよう心がけてはなりません。

4. 緊急時における対応 (教師用)



5. 緊急時における対応 (管理職用)



II. 緊急時の対応（基本的な対応のしかた）



1 緊急連絡・状況把握について

（１）教師の動き

- ① 緊急時には、近くにいる他の教師・児童生徒に協力を依頼し、校長・教頭に速やかに連絡を行うこと。
- ② 連絡を行う際、次の情報を可能な限り提供できるようにすること。
 - i 発生した事象・時間・場所・事実確認
 - ii けが人の有無
 - iii けがや病気の種類・原因・程度
 - iv 児童生徒の名前・学年
- ③ 必要不可欠な関係者以外は現場から遠ざけ、子どもたちに動揺が起こらないようにする。
- ④ 状況に応じて、子どもたちに危険の無いような措置をとる。
- ⑤ 嘔吐物処理については、感染性の疑いもあるので子どもにはさせず、養護教諭と連携しながら対処する。

（２）校長・教頭の動き

- ① あらゆる緊急事態・報告を正確に受け止める。
- ② 緊急事態の連絡を受けた場合には、直ちに現場に向かい状況の把握に努める。この際、職員室との連絡用にトランシーバーまたは、携帯電話を持っていく。
- ③ けが人がある場合には、養護教諭と連絡をとり状況に応じた処置を行う。
- ④ 必要と判断される場合には、すぐに110・119番に通報する。
- ⑤ 関係諸機関・学校運営委員会への連絡を行う。

警察 110

消防（救急） 119

2 警察・消防（救急隊）への連絡について

基本的に、校長・教頭が警察・消防救急隊などへの連絡を行う。

- ① 必要と判断した場合は、ただちに警察・消防へ通報する。判断に迷うような場合には、通報することを選択すること。（通報が遅れ手遅れになるより、被害は少ない。）
- ② 警察・消防（救急）隊が到着した場合、現地採用職員とともに誘導する。
- ③ 警察・消防が出動した際、報道機関の取材も予想されるが、対応については校長・または教頭が窓口となって対応する。Ⅱ-9参照

3 応急処置について

(1) 教師の動き

- ① 落ち着いて子どもの容態や怪我のようすを確かめる。
(子どもが話せる状態ならば、原因などを確かめておく)
- ② 応急手当が必要であると判断した場合
 - i 子どもが自力で歩行できる場合(保健室へ)
 - ii 骨折や出血が激しい場合は、無理に動かさず養護教諭に連絡し現場に来てもらう。
 - iii 子どもの意識がない場合は、すぐに養護教諭に連絡し現場に来てもらう。
- ③ 養護教諭の指示に従い、処置の補助をする。
- ④ 他の子どもたちを教室に戻し、動揺が広がらないように努める。
- ⑤ 学級で事故の状況などを聞き取り、事故に及ぶ経緯を正確に把握するよう努める。
- ⑥ 嘔吐物は保健室にある処理セットを持参の上、的確に処理をする。

・ 澄清医院救急部 04-2462-2000
・ 中国医薬大学 04-2205-2121
・ 大雅澄清病院 04-2567-7722

(2) 校長・教頭の動き

- ① 応急処置が必要な場合には養護教諭に連絡し、適切な処置を行う。
- ② 現場から移動させることができない場合には、消防(救急隊)に連絡する。

4 教室待機について

(1) 教師の動き

- ① 教室待機の指示があった場合、休み時間であっても児童生徒を教室に戻し、人数の把握を行う。空き時間の教師は廊下やオープンスペースで待機し、次の指示にすばやく対応できるようにする。
- ② 行方のわからない児童生徒がいる場合、必ず学校長・教頭に学年・氏名を報告する。
- ③ 人数が揃っていない学級でも、次の指示があるまで教室内に待機させ、子どもたちに動揺が広がらないように注意する。
- ④ 避難の指示があるまで、授業を続けることはできるが、避難指示が出された場合に即座に対応できるよう、人数の把握を続けること。

(2) 校長・教頭の動き

- ① 教室待機が必要と判断した場合には、休み時間であっても各学級担任とともに全校児童生徒に教室に戻るよう指示誘導をする。あわせて、各学級担任に状況の説明を行うとともに各学級の人数の確認を行う。
- ② 教室待機と判断した場合には、校内放送または各学級を回って情報や指示を与え、情報不足による混乱を防ぐよう努める。
- ③ 学校長・教頭は状況を踏まえ、慎重に避難指示や教室待機の解除などを決定する。決定した事項は、放送などを使って速やかに全校に連絡を行う。

5 緊急避難について

(1) 教師の動き

- ① 緊急事態発生の放送やベルが鳴ったり、避難の指示があったりした場合、ただちに児童生徒を引率して避難を行う。避難経路は、廊下奥の非常口・非常階段を使用するが事故発生場所から判断して、安全な避難コースを選ぶようにすることが必要である。
避難場所は基本的に**グラウンド**とする。(天候および状況に応じて体育館)
- ② 人数確認ができるように、担当学級の出席人数を把握しておく。
- ③ 職員室にいる空き時間のある教師は
 - i 廊下などに出て、子どもたちの避難がスムーズに行えるよう努める。
 - ii 出席簿など非常持ち出し用の書類を運び出す。
*非常用持ち出し書類・・・(1)出席簿 (2)家庭環境調査票 (3)成績表
(4)緊急連絡網 (5)経理関係(金銭出納簿・契約書等)
- ⑤ 避難場所に到着したら、ただちに点呼を行い全員が避難できたことを確認し、教頭に連絡する。避難し遅れた児童生徒がいる場合は、その旨を伝え、確認作業を行う。
(校長・教頭の指示で捜索)
- ⑥ 点呼を行うと同時に、児童生徒の負傷の状況を把握する。負傷者がいる場合には、教頭に報告し、養護教諭と連携をとり速やかに応急処置を行う。

(2) 校長・教頭の動き

- ① 緊急避難が必要と判断される場合には、校内の放送設備を用いて緊急避難の指示を出す。職員および職員室内の教師へ、緊急持ち出し用の書類・避難誘導の分担指示を行う。
- ② 児童生徒を避難させる場合には、警察・消防への連絡を行う。
- ③ 避難の指示を出した場合、校長(不在の場合は教頭)が隊長となり、避難場所へ移動すること。この際、携帯電話またはトランシーバーなどを忘れないこと。
- ④ 避難隊長は、校内で避難誘導にあたる教職員に対し、校内を見回り、逃げ遅れた児童生徒がいないことを確認するように指示を行う。
- ⑤ 隊長は、出席状況確認黑板をもとに教員からの報告を受け、全員の避難を確認する。逃げ遅れたと思われる児童生徒がいる場合には、避難誘導担当の教員に携帯電話、またはトランシーバーで探し出すよう指示を行う。
- ⑥ 警察・消防の責任者から避難解除の許可が得られるまで、避難場所で児童生徒を待機させること。
- ⑦ 避難解除の許可が得られたら、全教職員に口頭で避難解除の指示を伝え、児童生徒を教室に戻す。

6 家庭連絡について

(1) 教師の動き

- ① 特定の児童生徒への連絡が必要な場合には、速やかに連絡を行うこと。
- ② すぐに保護者への連絡がつかなかった場合には、保護者の友人などにも協力を求め、保護者への連絡に努める。
- ③ 児童生徒のけがなどの場合は、保護者との連絡をとった後、家庭訪問を行い、事故の状況や事後の処置などについて保護者に説明を行う。
- ④ 家庭への連絡・家庭訪問を行った場合、校長・教頭へ連絡の概要を報告する。

(2) 校長・教頭の動き

- ① 授業中止・教室待機などの決定を行った場合、ブロック別連絡網を使って保護者に連絡を行う。
- ② 場合によっては、担任の教師とともに事故にあった児童生徒宅に家庭訪問を行う。

7 救急病院への搬送について (Ⅱ-2 参照)

- ① 児童生徒に事故が発生した際、校長・教頭の判断で、救急車を要請し救急病院へ搬送する。
- ② 救急病院へ児童生徒を搬送する場合、養護教諭が救急車に同乗し、病院で事故状況の説明や応急処置後の経過について医師に伝える。
- ③ 学級担任は保護者と連絡を取り、子どもの状態と救急病院に行ったことを伝え、病院へ向かってもらうことを要請する。
- ④ 救急病院・自宅を訪問し、子どもの状況などを確認する。

8 事故記録の作成について

(1) 教師の動き

- ① 事故が一応の解決をみた段階で、教師は児童生徒らから状況を聞き、事故報告書を作成し、校長・教頭に報告する。

(2) 校長・教頭の動き

- ① 必要とする場合、臨時に「生徒指導委員会」・「職員会議」を招集し、事故の経緯・事後の対応などに共通理解を図る。
- ② 全保護者に知らせておく必要がある場合には、できるだけ早い時期に事件・事故の状況、今後の対応などを記載した文書を各家庭に配布する。
- ③ 内容に応じて、文部科学省・交流協会への連絡を行う。

9 関係諸機関への連絡とマスコミなどへの対応について

- (1) 警察および消防へ出動要請するような事態が発生した場合には、次の順序で連絡を行う。
 - ① 警察・消防（救急隊）への連絡
 - ② 文部科学省（初等中等教育局 国際教育課）
 - ③ 交流協会台北事務所
 - ④ 学校運営委員長および事務局
 - ⑤ 必要に応じ バス委員
- (2) 警察や消防への通報とともに、マスコミへの対応も必要となるが、この場合には次のような対応をする。
 - ① 窓口の一本化
 - (i) 報道機関への対応については、校長または教頭が窓口となり、一本化する。
 - (ii) どちらが窓口になるかについては、あらかじめ協議しておく。
 - (iii) 教職員はマスコミからの取材に直接には答えない。
 - ②報道機関への依頼
 - (i) 多くの取材要請が予想される場合、児童生徒の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持するため、取材に関しての依頼を文書等により行う。
 - (ii) 主な依頼内容
 - ・ 校内の立ち入りについて
 - ・ 取材場所、時間について
 - ・ 児童生徒への取材について
 - ③社名、記者名、連絡先等の確認
 - (i) 児童生徒や教職員に関して取材要請があった場合、後に連絡等が必要となることがあるので、必ず社名、記者名、連絡先等を確認しておく。（名刺の提供依頼等）
 - ④取材意図の確認及び準備
 - (i) あらかじめ取材意図等を把握し、予想質問に対する回答を作成することなどにより、的確な回答ができるように準備する。
 - (ii) その際、事実関係が正確に把握できているか、推測の部分はないか、人権やプライバシー保護等の配慮はできているかなどを確認する。
 - ⑤明確な回答
 - (i) 把握していないことや不明なことについては、その旨をはっきり答え、誤解につながるようなあいまいな返答はしない。
 - ⑥再発防止案の策定等
 - (i) できるだけ事件・事故の再発防止に向けた対策や取り組み案も示せるようにする。
 - ⑦関係諸機関との連携
 - (i) 記者会見を開く際の留意事項について助言を得るなど、支援を要請する。
 - ⑧記者会見の設定
 - (i) 取材要請が多い場合は、記者会見を開くことで対応する。その際、会見場所、時間等については、学校運営が混乱しないよう配慮した上で決定する。
 - (ii) 取材が長期化する場合は、記者会見を定例化することも考えられる。

III. 事象別の危機管理について



1 火災の場合の対応

校内での火災が発生した場合、以下の流れで対応する。

(1) 実際に炎や煙を発見した場合

- ① 最も近い火災報知機のボタンを押し、近くの教室にも知らせること。
- ② 初期消火（消火器・バケツ）で消火できると判断した場合は、消火活動を行うが、児童生徒の安全を第一に考えて行動し、児童生徒を火元から、安全な距離まで離れさせる。

確認すべき事項

- ・ 出火場所
- ・ 火災の大きさ
- ・ 燃えている物
- ・ 負傷者の有無

(2) 火災の連絡を受けたら

- ① 校長・教頭（授業中の場合は教務）は、火災の状況を判断する。
- ② 放送で避難の指示を行う。同時に 119 番通報を行う。

「〇〇室より火災が発生しました。全校児童生徒は、〇〇を通過して、グラウンド（体育館）に避難しなさい。」

- ③ 放送が終わったら授業担当者は、児童生徒をすばやく廊下に整列させ、非常口から避難させる。状況に応じてハンカチなどで口をおさえさせる。避難の際、窓は閉じるようにする。

「お(おさない)・か(かけない)・し(しゃべらない)・も(もどらない)」

- ④ 避難が完了した後、各学級担任（教科担任は）自分の担当する学級の児童・生徒の人数および負傷者の有無などを教頭に報告する。
- ⑤ 児童生徒の安全と火災が鎮火したことを確かめ、関係諸機関ならびに家庭への連絡を行う。（ブロック別連絡網の整備）

(3) 火災報知器が作動した場合

- ① 火災報知器が作動した場合には、上記(2)の流れに従って、児童生徒を安全に避難させる。
- ② 校長・教頭は、避難が開始されていることを確認した後、出火場所が確認できない場合には、火災報知機パネルで火災を検知した場所がどこか確認する。（この際、決して火災報知器をリセットしたり、警報音を止めたりしないこと）
- ③ 火災報知器が作動した場合には、警報は本物とみなして行動すること。

2 地震などの天災への対応

(1) 校内での被災に備えて（震度4以上の場合）

- ① 校内で大きな揺れを感じたら、慌てずに揺れがおさまるまで、机の下に身を隠させる。（避難経路の確保のために、教室入口の戸は空けておく）
（体育館での授業の場合は、天井からの落下物を避けて身を伏せるよう指示する。）
- ② 大きな揺れがおさまり次第、子どもたちの状況（各教科担任）と校舎内の状況（校長・教頭・空き時間の教員・職員で分担）を把握し、グラウンドなど安全な場所（判断は校長・教頭）に避難させる。
負傷者のある場合は、負傷者を安全な場所に運び、安静にするとともに救急車の出動を要請する。
- ③ 子どもたちの安全を確保した状態ができた時点で、関係諸機関ならびにブロック別連絡網を用いて家庭に連絡を行う。
（10下校不能の場合の対応に準じる）

(2) 校外での被災に備えて（震度5以上の場合）

- ① 担任は連絡網等をもとに、子どもたちの各家庭との連絡を試み、安否の確認を行う。担任不在の場合は、副担任がこれを行う。確認後は校長・教頭に報告する。

確認の内容

- | | |
|-------------------|-------------|
| ①児童生徒・保護者の安全確認 | ②住居の被害状況の確認 |
| ③可能な範囲で付近の被害状況の把握 | |

- ② 教職員は自身の安全をメールまたはSMSで管理職に連絡する。
（必要に応じて緊急に招集）
電話などが不通の場合、職員は学校に登校して状況を報告する。
- ③ 状況が落ち着いた段階で、安否の確認が取れない子どもについては、家庭訪問を行い状況の確認を行う。

緊急避難場所

- | |
|---------|
| 1、台中校 |
| 2、SOGO |
| 3、全国大飯店 |

3 台風など悪天候の場合の対応

- ① 台中市政府が、台中市の国民小学並びに国民中学を休校にすることを決定した場合、本校も同様に休校とする。

台中日本人学校運営委員会の確認事項

（休校の連絡は、テレビニュース及び中央気象局のHPで行われる）

- ② 校長・教頭は、出勤し適切な学校運営にあたる。
- ③ 派遣教員については、自宅待機とする。勤務が必要であると判断するときは、教職員連絡網で連絡する。
- ④ 台湾国内採用教員の勤務については、派遣教員に準ずる。

4 不審者侵入への対応

学校には、たくさんの方々が様々な用件で訪れる。本校の場合、警備員を配置し正当な理由がある方のみを校地内に入れるようにしている。しかし、子どもたちに危害を与える危険性を持つ者が進入する可能性は無視できない。子どもたちを犯罪被害から守るため、万一不審者が校地内への進入した（進入しようとする）場合に備え、以下のような対応を取ることが必要といえる。

(1) 発見者の動き

① 入校証の無い者に対しては

- ア 声をかけ、用件を聞く（現地採用職員にも同行してもらう）。
- イ 凶器や不審なものを持っていないか観察する。

② 用件が明らかで、正当な理由の場合は、警備員室で受付をしてもらう。

③ 退去を求める。

- ア 丁寧に退去するように説得（現地採用職員の協力）する。職員室にいる他の教職員に協力してもらい、警備員室に連絡してもらう。
- イ 警備員に同行してもらい、校地から退去してもらう。
再度進入しようとしたり、校舎付近にいたりする可能性があるため、対応にあたった教師は警備員とともにしばらくの間監視する。（また、下校時正門周辺の安全を確認し、突然現れないように注意する。

④ 退去に応じない場合

- ア 校舎内を勝手に歩かないように、周囲を包囲する。（危険防止のために 1.5m程度の間隔をおく）
- イ 小学部棟の入口を閉鎖し、教室に入り込めないようにする。
- ウ 凶器などをもち、子どもたちに危害を及ぼすと考えられる場合は、警察に電話をし、不審者が校内にいることを伝え、急行してもらう。警察の到着まで、不審者が勝手に校内を（子どもたちのほうへ）歩かないようにさせる。

⑤ 教室や廊下などから助けを求める声や悲鳴などが聞こえたときは

可能であれば状況を確認し、ただちに校長・教頭に報告する。その後、学級担任は、自学級の児童生徒が次の指示に対応できるよう準備して待機させる。

⑥ 説得、退去に応じずに校内で暴れそうな場合

- ア 速やかに、助けを求める。
- イ 各教室に異常を伝える。（放送または伝令）
- ウ 校長・教頭は状況に応じて、グラウンドなどへの避難の指示を行う。
（避難は校舎北側の非常口を使用）

避難指示の例 ※H24

〇〇で緊急事態が発生しました。児童生徒の皆さんは先生の指示に従って行動しましょう。

5 毒ヘビへの対応

(1) ヘビが出にくい環境づくりと侵入防止策

- ① 草刈りを徹底する。
- ② ヘビが侵入しやすい箇所の点検を行い、侵入防止のための対策（隙間を狭くする・網戸を設ける等）をする。
- ③ 侵入防止対策ができるまでは、立ち入り禁止箇所とし、児童・生徒が近づかないようにする。

(2) 児童・生徒への指導事項

- ① 田畑に面したフェンス沿いや物陰、穴、背の高い草むら等は、ヘビがすみやすいところなので、近づかないこと。
- ② ヘビを見つけたら、不用意に近づいたりつついたりせずに、安全な距離（ヘビの体長の2から3倍程度）をとること。また、先生にすぐに報告すること。
- ③ ヘビに噛まれたら、すぐに先生に報告すること。

(3) ヘビに噛まれた場合の教職員の対応

- ① 一報を受けた教職員は、速やかに管理職・養護教諭に報告する。
- ② ヘビに噛まれたか、または噛まれた疑いがある場合は、毒蛇かどうかの判断はしないで③以降の対応をする。
- ③ 栄民総医院へ一報を入れる。
- ④ 車ですぐに栄民総医院へ搬送する。（救急車の到着より時間的に早いため。車の都合がつかない場合は、救急車を要請する。）
- ⑤ 患部より心臓に近い部分で止血をする。その場合、あまり強い止血はしない。
- ⑥ 保護者へ連絡をする。

「ヘビについて知っておきたいこと」

- ヘビは校庭のような見通しの良い場所は嫌う。また、基本的には、ヘビの方から攻撃してくることはない。人間が気付かずにヘビを踏んだり驚かせたりした場合に、身を守るために攻撃することがある。
- 本校のすぐ近くの栄民総医院は、ヘビにかまれた場合に適切な対応がとれる。
- ヘビは、エサとなるカエルその他の小動物がすみ付近にすることが多い。
- 北側の田畑に面したフェンス沿いや物陰、穴、背の高い草むら等は、ヘビがすみやすいところとなる。
- 日本人学校の付近に生息していると思われる毒蛇は、台湾コブラ、雨傘、ハブ、グリーンズネークの4種。

6 児童・生徒の行方がわからない場合の対応

児童生徒が、授業が始まって教室に戻って来なかったり、授業中に教室（体育館・グラウンド）からいなくなったりした場合は、次のような流れで対応する。

（１）教師の動き

- ① トイレや保健室に行っていないかどうか確かめる。（始業後 5 分間を目安とする）
- ② 児童生徒の持ち物（教科書・カバンなど）が室内に残されていないかどうかをチェックし、態度やようすにおかしな点は無かったかどうか他の子供から聞く。
- ③ 校内を調べ、見当たらない場合、校長・教頭に報告する。

（２）校長・教頭の動き

- ① 空き時間の教職員にも協力してもらい。
校舎内 → 校地内 → 校舎のまわり と検索場所を広げていく。
- ② 校内外の搜索でも、見つけれなかった場合は、無断で早退した可能性がゼロではないので担任に指示し、担任から家庭に連絡をとり、家庭での朝の状況を聞いてみる。
- ⑦ 校舎内外の搜索の結果、不審な点がみられたら、警察と連絡を取る。

7 校内での児童生徒の暴力事件が起きた場合の対応

子どもが興奮した状態で暴れ回ったり、子ども同士でけんかしたりするなど、校内で暴力事件が発生した場合には、周りの児童生徒の動揺を抑えるよう、教師は落ち着いて対応する。

（１）ケース 1 凶器や物を持って暴れている場合

- ① 子どもの凶器を無理に取り上げようとして慌てない。
- ② 視線を凶器ではなく子どもの目に向ける。
慌てて取り上げようとする、子どもがかえって興奮する場合があるため
- ③ 子どもから三歩程度離れて立つ。
- ④ できるだけ、子どもに長く話しかけて時間を稼ぐ。
時間を稼ぐことで、子どもが落ち着きを取り戻すことが考えられる。
- ⑤ 子どもに肯定的な答えを引き出すような問いかけを行い。子どもの反応を探る。
例 「○○くん 深呼吸してもいいかな？」など 「Yes No」のどちらかで答えられるような問いかけをしてみる。
- ⑥ ある程度落ち着きがみられたら、他の子どもを現場から離し、別室で落ち着いて話ができるようにしていく。

(2) ケース2 子ども同士の殴り合いなど

- ① 双方の子どもを引き離す。
- ② 怪我をしている場合には、保健室へ運び応急処置をする。(1-3 参照)
- ③ ある程度落ち着きがみられたら、他の子どもを現場から離し、別室で落ち着いて話ができるようにし、事故発生の状況を確認する。空き時間の職員が教室へ行き自習体制を取る。
- ④ 事故状況が確認できたら、双方の児童生徒に対して、指導を行う。(判断が誤っていた点などを納得させる)

(3) 事後の指導

- ① 学部代表・生徒指導→校長・教頭→全体に連絡を行う。
事故の状況によって生活指導委員会
- ② 担任より家庭への連絡(他学年にまたがる場合は、双方の担任)
 - ② けがなどのある場合には、被害者への謝罪を行う。

8 校内での物品の盗難があった場合の対応

外部からの侵入者により盗難が起きた場合

- ① 外部からの進入があったと確認できた段階で、学校長・教頭より警察に電話をする。
- ② 現場を片付けたりせず、警察官の指示に従い行動する。
- ③ マスコミへの対応および外部への連絡は校長・教頭が対応する。Ⅱ-9 参照

9 登下校バスが事故にあった場合の対応

登下校バスが事故にあった場合の対応について

基本的には、登下校バスの事故についてはバス会社(友連バス)の管理下になるため、事故の通報(警察・救急・学校)については、バス会社の乗務員が行う。

バス乗務員より、学校に連絡が入った場合

- ① バスの便名 現在位置 けが人の有無などを確認し、バス委員に事故発生の第一報を連絡。
- ② バス担当職員は、現地採用職員(バス委員)とともに事故現場へ急行し、子どもたちの安全を確保するとともに、事故の状況を確認する。
けが人がいる場合には、病院と連絡をとり、家庭への連絡を行う。
- ③ 事故の状況が確認できた時点で、学校へ連絡をする。学校からバス委員へ連絡。
- ④ 事故の現場検証に時間がかかると予想される場合には、代替のバスの手配を依頼し、ブロック別連絡網を用いて、保護者へ事故の発生と代替バスによる下校になる事を伝える。
- ⑤ 事故の状況が明らかになり、現場検証などが終了した時点で、バス担当職員は学校に戻り、校長・教頭に報告を行うとともに事故記録を作成する。
- ⑥ 校長・教頭は、事故の報告を受け保護者向けの文書、および学校運営委員会・交流協会への連絡を行う。

10 航空機事故への対応

本校は清泉崗空軍基地および台中航空站への航空機の進入コースの直下に位置するために航空機の事故を想定しておく必要がある。しかし、軍が管理する空港であり、軍用機の事故については軍の管制下に入るために軍からの指示に従って行動することになる。

航空機事故の場合 基本的には教室待機（Ⅱ-4） 緊急避難（Ⅱ-5）で対応する。

11 下校不能の場合の対応

子どもたちが登校している間に、大地震や水害・暴動などで安全にバスを運行できないと判断した場合には、子どもたちの下校を見合わせ安全にバスが運行できることが確認されるまで、学校に留め置くことが必要となる。

① 緊急避難と同様にグラウンドまたは体育館に子どもたちを集める。Ⅱ-5 参照

② 学年ごとに人数確認を行う。

③ ブロック別連絡網で家庭連絡を行い状況を伝える

Ⅱ-6 参照

④ 緊急避難が長時間にわたると予想される場合には、水・食料などを配布できるよう努める。（食料及び飲料用水の備蓄あり）

⑤ その日のうちに、帰宅させることが不能と判断した場合には、体育館およびオープンスペースを避難場所として利用する。

体育館 男子の児童生徒

2F オープンスペース 小学部 女子

音楽室 中学部 女子

この際、教職員は外部との連絡要員を除き、子どもたちと共に避難場所で待機する。

⑥ 保護者が、自家用車などで迎えに来た場合は、住宅・道路などの状況を確認し、保護者に引き渡す。

⑦ 保護者が住宅に戻る事が不可能であると判断される場合には、子どもたちとともに避難場所で、安全が確保できるまで避難生活をしてもらう。

緊急避難場所

- ・台中校
- ・全国大飯店
- ・SOGO